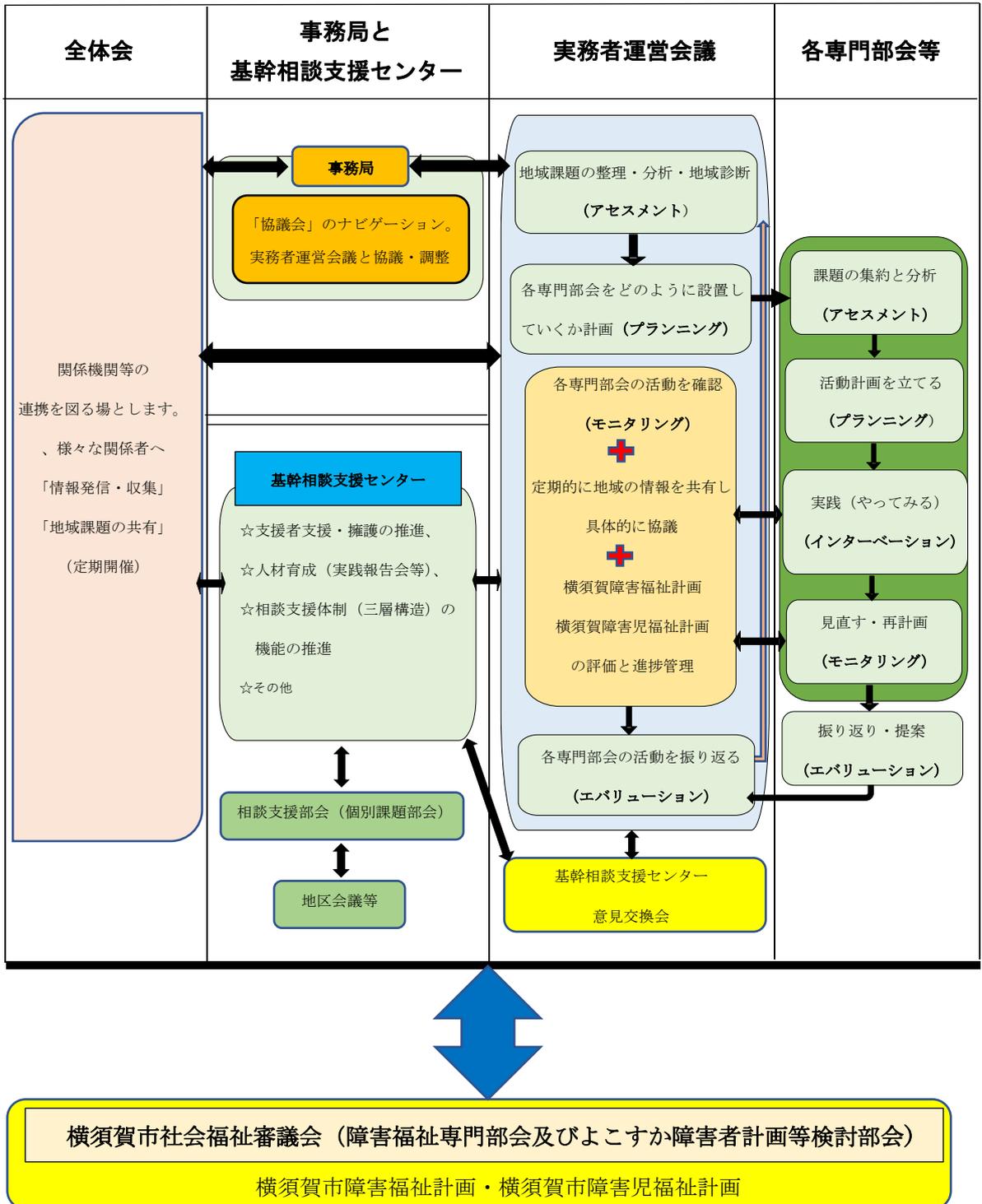


# 横須賀市 障害とくらしの支援協議会 運営ガイドライン②

## 1. 地域福祉の基盤を作っていくための協議会



“アセスメント⇒プランニング⇒インターベンション⇒モニタリング⇒エバリュエーション” といった一連の協議の過程を協議会全体が意識し、話し合った中身を積み重ねていく仕組みを作りましょう。



### (3) 事務局

事務局は、協議会全体をナビゲート（交通整理）することが求められます。全体会の運営を行うとともに、各専門部会等で確認された課題の取り扱いについて実務者運営会議と協議・調整を行います。

※基幹相談支援センターについては、人材育成・質の向上のための研修企画（実践報告会等）、及び横須賀市内の相談支援体制の構築に取り組みます。

なお、外部委員等による「基幹相談支援センター意見検討会」を定期的実施し、基幹相談支援センターの運営について外部委員からの提案・要望含め、積極的に意見を交わし、実践に移していくための調整を図ります。

### (4) 専門部会等

様々な人が困難さを感じている事柄について、なぜ困難さを感じているのか分析し、「地域課題の集約」「資源の開発や改善についての提案等」を行います。また、必要に応じ各課題に対する調査（研究）・研修等の企画運営を行います。

相談支援部会には、委託相談支援センターを中心とした「地域会議等」の場を設け、個別課題の抽出や地域課題の検討を行います。

### 3. 令和3年度の協議会体制

#### (1) 全体会

来年度以降の協議会体制について、実務者運営会議における検討状況を報告し、意見を集約していきます。

#### (2) 実務者運営会議

来年度以降の協議会体制を検討するにあたって、各分科会から抽出される課題だけでなく、現状実務者運営会議の委員が感じている課題を挙げて、分科会の設置について検討していきます。

また、各分科会の目的や協議内容等、具体的に示すことができるように整理を行います。

#### (3) 各分科会

令和3年度はこれまでの活動を評価し、今後も継続して協議したい内容を整理していきます。

### 4. 令和4年度以降の協議会体制

